

内閣総理大臣あいさつ

平成12年7月25日(火)
司法制度改革審議会第26回会議

21世紀の我が国の在り方を決定付ける大きな要素の一つである司法制度について、その改革の基本的方向を描き出すという重要な責務を担われているこの審議会も、発足以来1年を迎え、内閣に対して最終的な御意見を頂くまでに、余すところ丁度1年となりました。私は、内閣総理大臣就任後初めて出席した去る5月31日の第20回会議においても、ごあいさつを申し上げましたが、先の総選挙を終え、新たな内閣が発足したところでもありますので、折り返し地点に差し掛かったともいえる本日のこの会議の開会に当たりまして、ひとことごあいさつを申し上げたいと思います。

さて、私は、去る7月4日、再び内閣総理大臣の重責を担うこととなりました際、国民の皆様に対して、安心して夢を持って暮らせる、心豊かで美しい、世界から信頼される国家の実現を目指して、「日本新生プラン」を政策の基本に据えるとともに、司法制度改革についても政策の柱の一つとする旨申し上げました。我が国は現在、グローバル化、情報技術革命、少子高齢化といった世界的な時代の大きなうねりの中にあり、社会が「事前規制型」から「事後チェック型」へと移行するなど、我々は今、「次なる時代」に向けて、これまでのシステムや「ものの考え方」を変革せねばならないという課題の前に立たされております。そうした中、国民の基本的な人権を擁護し、権利の実現等を最終的に担保する司法の機能を充実強化し、国民に身近で利用しやすい司法制度を構築することにより、司法に高い信頼を置く社会の基礎を整えることは、次代を担う人々に対して、今我々がなしうる本当の貢献とすることができるのではないのでしょうか。

今後とも、委員の皆様のご冷静な洞察と熱意あふれる御議論を持ちまして、新たな時代の我が国の確固たる基盤となる司法制度の将来像を描いていただき、「新生日本」の実現に向けた大きな歩みとしていただけますよう私としても、当審議会の御審議に対して、政府を挙げて協力、支援に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様のご御尽力をお願い申し上げます、私のあいさつといたします。